（船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるもの）

第四十二条の七の三　法第三十九条の二第二項第二号の船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。（新設）

一　主機

二　音響測深機

三　プロペラ

（認定の通知）

第四十二条の七の四　国土交通大臣は、法第三十九条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により外航船舶確保等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。（新設）

２　前項の通知は、第二十五号様式による認定通知書により行うものとする。

（計画期間）

第四十二条の七の五　法第三十九条の二第四項第三号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。（新設）

（計画期間において導入する外航船舶の隻数）

第四十二条の七の六　法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める外航船舶の隻数は、当該対外船舶貸渡業者等の計画期間開始の日における外航船舶の隻数に百分の二十五を乗じて得た隻数とする。（新設）

２　計画期間において導入する外航船舶のうち、次に掲げる者から取得する船舶であつて、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶の隻数は、当該船舶に該当する外航船舶の隻数を含まないものとする。

一　申請者の子会社等又は関連会社

二　申請者の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。）又はその子会社等若しくは関連会社

（計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合）

第四十二条の七の七　法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める特定外航船舶の割合は、百分の七十とする。（新設）

２　計画期間において導入する外航船舶のうち、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合は、当該船舶に該当する外航船舶を含まないものとして計算するものとする。

（外航船舶確保等計画の変更の認定申請）

第四十二条の七の八　法第三十九条の二第五項の規定により外航船舶確保等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第二十六号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。（新設）

２　前項の申請書には、当該外航船舶確保等計画の変更が第四十二条の七の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類を添付するものとする。

３　第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。